

新しい生活様式での申告にご協力ください

市民税・県民税の申告

令和3年分の市民税・県民税（市・県民税）の申告は、可能な限り郵送での申告書提出にご協力をお願いします。市ホームページから申告書が作成できます。「桐生市 申告」で検索し、ご利用ください。

必要書類や申告会場などは、広報きりゅう1月号が市ホームページをご覧ください。

※市役所の申告会場は2階市民サロンです。昨年までとは違いますので、ご注意ください。

問い合わせ＝税務課市民税担当
(☎内線226)



税務課 石原主任

よくある質問

Q1 年金収入しかないが、申告の必要はある？
昨年状況により異なります。（以下一例）

公的年金収入が400万円以上	確定申告が必要
公的年金収入が400万円以下で課税のある人が、医療費控除などを受ける場合	市・県民税の申告が必要
公的年金収入が151万5千円以下（65歳以上） 101万5千円以下（65歳未満）	非課税となるので申告の必要なし

Q2 確定申告の必要はないと言われたが、市・県民税の申告は必要ある？

必要な場合があります。給与や公的年金以外で収入があった場合、市・県民税の申告が必要です。

Q3 医療費控除を受けると医療費が戻る？

医療費は戻りません。医療費控除を受けると、課税される税金が安くなります。ただし、非課税となる人は申告しても税額に変更はありません。

Q4 医療費控除を受けるにはどうしたらいい？

医療費控除の対象者は、1～12月の医療費（実質負担分）が、10万円（または所得の5パーセントのいずれか低い金額）以上の人です。該当する人は、医療費の領収書などから「誰が」「どこで」「いくら支払い」「生命保険などからいくら補てんがあった」かを明細書にまとめ、申告してください。

所得税の確定申告

マイナンバーカードを使って、自宅からパソコンやスマートフォンで申告できるe-Taxタックスをご利用ください。e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、YouTube「国税庁動画チャンネル」でも案内しています。詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）「確定申告特集」をご覧ください。

問い合わせ＝桐生税務署（☎22-3121）自動音声に従い「2」を選択

▶確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です！

確定申告会場内の混雑緩和のため、入場には、入場できる時間枠を区切った「入場整理券」が必要です。入場整理券は、国税庁LINE公式アカウント（右下の二次元コード）から事前に取得するか、会場当日配布します。申告期限間際は大変な混雑が予想されますので、来場される場合は、早めにお越しください。



▶「ふるさと納税ワンストップ特例」寄附金控除の注意点

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している人でも、5団体を超過して寄附した場合や、医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります。ご注意ください。